

兵賦・農兵問題に関する郡代・代官の対応

—西国筋郡代・長崎代官の場合—

佐藤晃洋

はじめに

一 兵賦・農兵問題の発生

(1) 兵賦問題

(2) 農兵問題

二 兵賦・農兵問題への対応

(1) 西国筋郡代の対応

(2) 長崎代官の対応

むすびにかえて

はじめに

先に「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」(『大分県地方史』一一号)において、長州戦争に際して豊後国幕領農民に課せられた負担について考察したが、その中で幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化の一面をうかがうことができた。

本稿は、そのような幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化を、兵賦金納と農兵取り立てに関する問題を通して考察するための基礎作業として、九州幕領支配の拠点であった西国筋郡代と長崎代官の動向を概観しようとするものである。

以下、本稿では、まず兵賦・農兵問題が発生する過程を概観し、次に西国筋郡代・窪田治部右衛門（以下、窪田郡代と記す）と長崎代官高木作右衛門（以下、高木代官と記す）とがそれらの問題にどのように対応したかについて考察することにする。しかし、なにぶんにも史料的な制約があり、多々独断もあると考えるが、卑見を明らかにして、諸先学の御批判・御叱正をお願いする次第である。

一 兵賦・農兵問題の発生

(1) 兵賦問題

兵賦について、慶應二年当時、窪田郡代管轄下の村々では、次のように考えていた。⁽¹⁾

……兵賦与申者は、村方より千石ニ付老人宛之當ヲ以、力強く達者成者相撰、江戸表江差發ひ得は、公儀ニ而右差出ひ者長脇差・鉄砲を持せ、合戦之節雜兵ニ御遣ひ被成ひ儀ニ而、関東筋御料所は兩三年以前より右之通相分居ひ……すなわち、①兵賦とは、各村から千石につき一人の割合で、強壮な人物を選び、江戸表へ差し出したものである、②幕府は、差し出された兵賦に長脇差・鉄砲を持たせ、戦争時に雜兵として使用する、③この兵賦は、関東方面の幕領では二・三年前から差し出させている、というものである。

このような兵賦に関する問題について、ここでは、発生していく過程を、高木代官の動向を中心に概観することにする。文久三年一月、高木代官に幕府から次に示す文言に始まる申渡が下された。⁽²⁾

此度御軍役兵賦……差出ひ様被仰渡ひ上は、銘シ収納高之内より差出ひ事ニ付、家来を始日用雜費相減シ、忽而自レ己ノ之ヲ奢侈致間敷事……

つまり、兵賦を差し出すことを命じられたが、各々自己負担で差し出すことなので、贅沢な生活をせず節約をせよ、
というのである。そして以下、冠婚喪祭・付け届け・贈物・衣服などについて、細かく検約・節約をすることが申し渡された。
しかし、兵賦についてくわしいことは伝達されていなかつたので、高木代官は特に対応はしなかつた。
ところが、元治元年になると、兵賦について、次のような申渡が下された。⁽³⁾

今般御料所村々とも高千石ニ付壱人位之當を以兵賦為差出、又は割合を以金納ニも可被仰付哉、尤千石壱人と相定ひ而も
平崇庄村柄之善惡・貧富之差別も可有之、且は道中筋宿之助合を始、諸夫役等も二重不相成様、夫是勘弁之上取調可相同旨伊豆
守殿被仰渡ひ付、右之趣を以御代官所并当分御預所等之分巨細相調、早々可差出……

要旨を示すと、①幕領各村から千石につき一人程度の割合で兵賦を差し出させるか、又は同程度の金納をさせるつもりであ
る、②しかし、村によっては村況に格差があり、兵賦以外にも様々な負担が課せられている村もあるであろうから、それらを
よく調査し、早急に報告せよ、というものである。

これに対して、高木代官は、同年一二月に管轄下の村々の状況を報告した。高木代官は管轄下の村々には、「非常之節は、
夫役手割も有之」し、加えて第一表に示したように村毎に様々な負担が課せられていることを記し、次のように報告を締めく
くつた。⁽⁴⁾

……御代官所当分御預所共格別之遠國之義ニも御座ひ處、兵賦差出之儀并割合金納之儀御免被仰付ひ様仕度奉存ゆ、依之
此段申上ゆ、以上

子十二月

勘定所

高木作右衛門

つまり、①前述のように様々な負担が課せられているし、高木代官管轄下の村々は遠隔地でもあり、②そのため、兵賦の差
し出し、及び同程度の金納を猶予していただきたい、というものである。

第1表

長崎代官管轄下の村々の負担

村名	各村に課せられた負担	
長崎村	◦御船付場の夫役 ◦御船乗組浦水夫 ◦挽船等差出 ◦長崎奉行} 長崎着・出立時の助合人馬 その他役人}	
浦上村		非常時の 夫役手割
戸町村	◦御船乗組浦水夫 ◦挽船等差出 ◦助合人馬	
野母村 枕嶋村	◦長崎奉行} 野母辺巡見時の挽船等差出 御目付 嶋原家	
高浜村 古賀村 日見村 茂木村 川原村	◦長崎奉行} 長崎着・出立時の助合人馬 その他役人} 諸家	
松浦郡 村々	◦松平美濃守} 長崎見廻り時の助合人馬 小笠原佐渡守} 長崎見廻り時の助合人馬 ◦その他 多分の人馬	

註 県立長崎図書館所蔵「元治元年御用留」より作成。

このような報告及び猶予願が各地から寄せられたのであるうち、幕府は猶予願を却下し、各村の状況に応じて兵賦を賦課する方針から、各村千石につき一人の割合で強制的に兵賦を差し出させる方針に改めた。そして、慶応元年には、次のような申渡が高木代官に下された。⁽⁵⁾

……御料所村々兵賦差出方之儀、去ル子年中被仰出
……ひ得共、関外之儀はいまた差出無之ひ処……寅
二月右三兵傳習御開相成ひニ付てハ夫々御遣方有之
ひ間、関外も同年二月初旬迄千石ニ付壹人宛之割
合を以強壯之もの可差出……

つまり、剣術・槍術・柔術の三兵伝習開始にあわせて、慶應二年一月初旬までに、兵賦を千石につき一人の割合で差し出せというものである。このような申渡に対しても、高木代官がどのように対応したかは明らかに見えないが、少なくとも兵賦は差し出していないようである。そして、慶應二年二月二八日、勘定所において兵賦掛の松嶋小四郎から次のように伝達された。⁽⁶⁾

……支配所之儀ハ、格別遠路ニ付正兵差出方難儀ニ
も有之ひ間、追而及沙汰ひ迄ハ先ツ金納之積、尤…

・寅二月より月割上納之心得を以掛高取調可相伺……

すなわち、①高木代官管轄下の村々は遠隔地にあるので、兵賦を差し出すことは困難であろう、②そこで、改めて指令するまでは、代金納することとする、③金納は、慶応二年二月から月割で上納することとし、掛高を調べて報告せよ、というものである。

こうして、兵賦差し出し命令は、兵賦金納命令へと変わったのである。
ところで、このような兵賦問題の経過は、窪田郡代管轄下の村々でもほぼ同様の経過を経て、兵賦金納問題へと変わった。⁽⁷⁾しかし、窪田郡代と高木代官の兵賦金納問題への対応の仕方は異なっている。窪田郡代と高木代官が、各々どのように対応したかについては後述することにする。

(2) 農兵問題

慶応二年二月、高木代官閔東郡代支配代の今川要作・松村忠四郎から、次のような廻状が廻ってきた。⁽⁸⁾

御料所農兵取立ニ付、銘ミ見込申上ム様、去ル酉年被仰渡勘考中、江川太郎左衛門先代見込之趣申上ム之処、去ミ子年同人支配限見込之通銃隊立方其外とも御下知相済ムニ付、教授役夫ミ仕法相立、追ミ修行熟練仕ム……今般御沙汰之趣閔内同役支配所村ミ一同江申諭下タ方納得之上惣体之処置凡同様ニ仕度と奉存ム得共自然手間取、右躰取立方願出ム村ミ之氣先を折きムては不可然と奉存ム間、先要作支配所橘樹郡村ミを手始メニ仕、凡太郎左衛門支配所農兵取立方仕法ニ見合勿論差支之廉は取捨仕玉葉其外入費之儀御時節柄ニ付御出方不相成様仕法立之上、兼而御達之趣も御座ム間農障之時分稽古可為仕と奉存ム……要作支配所村ミ之分早速御沙汰御座ム様仕度奉存ム、左ム得は兩人支配所は不及申外閔東同役支配所村ミ一体ニ凡右御沙汰ニ基き仕法取調追ミ申上ム様可仕ム……願書相添先御内慮……相伺ム処……御下知相済ム間、為御心得及御懸合ム、一紙早ミ御順達留御方ム忠四郎方江御返却可被成ム、以上

寅十一月晦日

今川要作

惣廻状

文久元年頃から幕領に申し渡された農兵取り立てに関する問題について、この廻状にみられるように、各地の幕領を管轄下におく役所では苦慮していたようである。

ここでは、高木代官の動向を中心に、農兵問題が発生してくる過程を概観することにする。
長崎代官所における農兵関係史料の初見は文久三年九月である。幕府から農兵取り立てに関して管轄幕領の警備状況の問い合わせがあり、高木代官がそれに對して返答した書付がそれである。⁽⁹⁾

私支配所村々農兵御取立御主法見込之儀ニ付申上ひ書付

老中松平信義

御料所村々農兵御取立之儀、松豊前守殿江御伺之處、土地人民とも難渋不相成御警衛同行届之様御主法御勘弁之上猶御伺可被成旨被仰渡ひ間、銘々支配所之地勢ニ応し見込之趣早々取調可申上旨被仰渡之趣承知仕ひ、右は……農兵御取立無御座（10）ニ共御警衛之儀は行届可申奉存ひ間、別段御主法見込取調申上ひ程之儀無御座ひ、依之此段申上ひ、以上

亥九月

高木作右衛門 印

すなわち、高木代官管轄下の村々では、農兵を取り立てなくとも警備状況は万全であるというのである。高木代官としては、農兵を取り立てるつもりはなかったのである。

ところが、元治元年五月に、次のような申渡が下された。

申渡

……御料所村々農兵取立方之儀、去亥年中松平豊前守殿御勤中伺之上各存寄相尋追々被申聞ひ趣もゆ得共、一般農兵取建武芸為致ゆては百姓共氣かさニ相成、自然農業を怠り後害不少：百姓共武芸或は陣屋警備等は年来之御恩沢を弁、万一之節は支配役所之ため身命を抛ひ儀と寄特之心底より心掛ひ風儀ニ成行ひ様ニ有之度筋ニひ間、右等之教諭も不行届、或は

左程好も不致もの共を強而武芸等為致ひニは不及、若右様取計ひて武芸為致もの少く陣屋警備不行届場所は警備之儀別段勘弁いたし可被申聞ひ……

五月十三日

御代官方

福田所右衛門

惣回状

この申渡は、幕領を管轄下におく役所すべてに宛たものである。そして、農兵を取り立てるに際しては、百姓としての身分をよく心得た上で、平素の恩に報いるため命を差し出す覚悟のある者のみを取り立てること、という農兵取り立て上の注意である。

前述の警備状況報告に対しても何の沙汰もなく、農兵取り立てを前提とした取り立て上の注意が申し渡されたわけである。高木代官は、農兵を取り立てない方針だったので、この申渡への対応に苦慮したようである。

そして、同年八月、高木代官は農兵名簿として、長崎村・浦上村・戸町村から総数七三名の百姓・獵師の名前を報告した。⁽¹¹⁾

その報告は、第二表のごとくであるが、この人々の人数は村高とは無関係であり、百姓と獵師の割合も一律ではない。また、年齢構成をみると、二〇代・三〇代が多くなっているが、最年少者は八歳、最高齢者は七四歳であり、即戦力とはなりえないような人々も含まれている。

これらの人々がどのような経緯で農兵として報告されたかは、史料的制約により明らかにしえない。しかし、前述のように即戦力となりえないような人々を含んでいてことや、高木代官がこれ以後も農兵問題に苦慮していることから考えて、本格的な農兵取り立てを実施したというよりも、前述の幕府からの申渡に対して一時のがれ的にこれらの人々を農兵として報告したと考えられそうである。そして、そのため高木代官は早急に何らかの抜本的な対応をせまられていたはずである。

一方、日田の窪田郡代の下で農兵問題がどのように発生したかは、史料的制約により明らかにしえない。しかし、前述の元

第2表 元治元年、高木代官が報告した農兵人数

職種	年齢 歳	村名 村高 石	長崎村	浦上村	戸田村	計
			2205.6556	952.1587	600.9537	
百	~9					
	10~19			3		3
	20~29		1	14		15
	30~39			5		5
	40~49			5		5
	50~59			1		1
	60~69					
	70~					
小 計			1	28		29
猪	~9		1			1
	10~19					
	20~29		4	3		7
	30~39		7	4	2	13
	40~49		6	3		9
	50~59		6	4	2	12
	60~69		1			1
	70~		1			1
小 計			26	14	4	44
計			27	42	4	73

註 (1) 県立長崎図書館所蔵「元治元年御用留」より作成。

(2) 年齢欄・村高欄以外の数字は人数を示し、単位は(人)

治元年五月の申渡や慶応二年一月の廻状が全国の幕領を管轄していた役所に廻されたことから考えて、高木代官の下での発生経過とほぼ同様ではないかと考えられる。

そこで、窪田郡代と高木代官がこのような農兵問題に各々どのように対応したかについて、次節で考察することにしよう。

二 兵賦・農兵問題への対応

(1) 西国筋郡代の対応

さて、前述のような兵賦・農兵問題に、窪田郡代がどのように対応したのか、次にみることにしよう。

窪田郡代は、慶應元年六月、農兵取り立てに着手した。まず、兵器購入として日田限・豆田町の主立った商人から千両程献金させ、それで西洋筒五〇挺を買い求めた。そして、七月になると限・豆田町内から農兵を募った。この時は、限・豆田町から農兵三〇人を集め、それを指揮する惣頭が組頭中から選抜された。⁽¹²⁾さらに、その他に千原・広瀬・山田家等の豪商十数人から数人ずつ雇用者を提供させて、農兵隊が編成された。

このようにして農兵隊の基礎を築いた後、翌慶應二年には、管轄下村々から次に示す要領で農兵の取り立てを行つた。⁽¹³⁾

……此度農兵取立ゆ間、村ニおるて十五才以上四十才以下ニ而望之ものは勿論、其余実直ニ而強壯之者相撰、名前年付等取調早々可申立ゆ、尤炮術稽古等其身難渋ニ不相成様仕法相立ゆ間、此段も可相心得ゆ……

この時取り立てられた村別農兵人数の一例を示すと、第三表のごとくである。農兵の取り立て方については、完全な志願なのか、何らかの規準を定めた半強制的なものなのか明らかにしえないが、少なくとも村高を規準としたものではないようである。また、第三表に参考として、年代は異なるが、明らかにできる範囲で村所持の獵師鉄砲・威鉄砲の数を示した。窪田郡代が慶應二年六月に、豊後国玖珠郡等で鉄砲組を獵師鉄砲御免の者達から編成していることから考えて、農兵人数も鉄砲数と関連があるのではないかとも考えられるが、史料的制約により明らかにしえない。

さて、農兵隊はこうして編成され、制勝組と称した。そして、同年一二月一八日、咸宜園の東家に制勝組が収容され、広瀬孝之助（林外）がその教授方に任命された。⁽¹⁴⁾また、翌慶應三年四月二一日には、石坂上の広野で大規模な調練を実施した。同じく制勝組の規則が定められた。⁽¹⁵⁾

しかし、制勝組は長州戦争に伴う緊迫した社会情勢に対応するための急拵えであつたらしく、同年九月になると、次のような申渡が行われた。⁽¹⁶⁾

第3表 村別農兵人數(慶応2年9~10月)

村名	村高(A)	農兵人數		鉄砲数	
		人數(B)	A/B	獵師鉄砲	威鉄砲
渡里	150.051	*	3	50.0	1
二串	263.96	*	5	19.2	0
山田	529.224	*	6	88.2	
下井	205.498	*	4	51.4	
草場	685.78	*	6	114.3	
柚木	208.255	**	17	12.3	
大野	337.827	**	9	37.5	
赤石	306.25	**	8	38.3	
梅木	141.656	**	9	15.7	
中西	197.071	**	7	28.2	
川原	220.258	**	14	15.7	
鎌手	258.401	***	6	43.1	2
小五馬	188.681	***	3	62.9	1
續木	177.853	***	3	59.3	0

註 (1) 村高は、『豊後國旧県管地沿革記附録』から作成。

(2) 農兵人數は、長野家文書「農兵方御用留」(*印)、矢幡家文書「農兵組記請文」(**印)、「制勝組書物扣」(***印)から作成。

(3) A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。

(4) 鉄砲数は、明らかにしえた村のみ示した。渡里村分は、長野家文書「豊後國日田郡渡里村銘細帳」(年不詳)から作成し、鎌手・小五馬・續木村分は、天保9年の数で、大分県地方史料叢書(-)『豊後國村明細帳(五)』から作成。

今般制勝組改正ニ付而は、
炮術稽古一同出精可致は勿
論之処、是迄定りゆ教授方
無之、昨寅秋当地切迫之時
勢ニ差臨急速之稽古ニ而稽
古之致方規則不相立、此併
押移ゆれば出精之際も相見
江兼可申ニ付、中村貝造・
古後市之助義、長崎表其外
江も追ミ差遣、歩兵操練式
稽古為致ゆ義ニ而此節兩人
共呼返し、制勝組引立案申
付ゆ儀ニ有之……兩人伝習
いたし来ゆ書類を本躰と
すなわち、①これまで稽古
の仕方や規則が不十分で、この
ままで稽古の成果もあまり期
待できない、②そこで、長崎表

その他で学んでいた中村貝造と古後市之助を呼び返したので、彼らの学んだことを基本として、歩兵操練等を懸命に稽古せよ、というものである。

そして、この申渡に伴って、同月、稽古の時間割や生活全般にわたり細かく規定した規則書が示された。⁽¹⁹⁾

このようにして骨組みが整ってきた制勝組について、当時の風聞書は、次のように記している。

……御支配中へ農兵を仕立、制勝組と名付け、日田・玖珠・下毛三郡にて……役人・兵士に取立て、ふだんの稽古をいたさせ、役人へは苗字両刀をゆるし、平士へは長脇指をゆるし、剣術の稽古あり……

ところで、堀田郡代は、このような制勝組を、どのような構想に基づいて組織し、発展させようとしたのであろうか。

堀田郡代の構想は、慶応三年一月に郡代が幕府に提出した建白書にみることができる。⁽²⁰⁾ 建白書には、農兵達が稽古に励み

戦争に参加できるようになつたならば、武功により給田五石、或は一〇石を与える士分に取り立てるようにしてほしいと記されている。これによつて、制勝組をいすれば正規の軍隊に編入することを、堀田郡代が構想としてもつていたことがうかがえる。そして、幕府はこの建白に対し、「農兵のもの共、給田の儀、武功抜群のものへは可被⁽²¹⁾下り」という返答をしている。

さて、このような構想の下に整備されていった制勝組の構成や規模は次のとくである。

第四表は、慶応三年末頃の制勝組役付き一覧である。⁽²²⁾ 文学教授方として廣瀬孝之助（林外）、銃隊引立方として前述の中村貝造、銃隊介役として前述の古後市之助の名前がみられる。そして、金米方頭に、千原幸右衛門をはじめとして日田の豪商である廣瀬家・草野家・森家・山田家等の人々の名前がみられる。このことは、制勝組の軍資金及び食料等は日田の豪商らに依存していたことを物語るものであろう。また、頭取に庄手村佐藤陸八郎・小迫村蒲地武三郎・大野村三筈寿七郎・渡里村長野柳四郎などの名前がみられ、司令士に湯山村矢幡東三郎らの名前がみられる。その他頭取や司令士などに、相良・井上など日田・玖珠・下毛三郡内の庄屋と同姓の名前が散見される。このことから、頭取・司令士クラスの人々は、庄屋をはじめとする

第4表 制勝組役付一覧

文学教授方	廣瀬孝之助	制勝組頭取取締	三松 寛右衛門 中村 平太夫	河津 吾謙 井清三郎
制勝組御用掛	岡田三郎兵衛 佐藤 金三郎	制勝組頭取取締並	長谷部 玄吾	河穴 弥次郎
銃隊教授方	武ノ谷和五郎 辻治部右衛門		佐藤 陸八郎	六藏
剣術教授方	河野 司郎助		仲間 賢十郎	次造
剣術教授方兼目付役	川村 亀兵衛		千原 雄四郎	俊
剣術引立方	壇川 喜八郎 本島 安馬 田島 金次郎		中嶋 治郎兵衛	済
大砲火役教授方	鏡山 直次		蒲森 武三郎	芳左衛門
銃隊引立方	中村 貝造		井上 謙平	東三郎
銃隊介役	古後 市之助		桑野 政太郎	日潤一郎
頭 取			千原 上守三郎	井源七郎
大砲方頭取			野守 寿七郎	江忠
金米方頭			小野 善一郎	藤甚九郎
散兵隊頭			渡辺 仁一郎	木村恵右衛門
頤宮忠助			小麻生 元兵衛	矢咸十郎
合原勝次郎			熊谷 儀兵衛	小川甚蔵
千原幸右衛門			相良 市左衛門	宇曾久右衛門
廣瀬久右衛門			田中 孫太郎	森種吉
草野忠右衛門			矢野八郎左衛門	小幡 熊太郎
手嶋儀七			武吉三郎右衛門	頤宮忠助
森甚左衛門			長野 柳四郎	合原勝次郎
藤右衛門			田嶋 鬼三太	千原幸右衛門
山田小三郎			日隈 弥左衛門	廣瀬久右衛門
山田為右衛門			桑野 陽吉郎	草野忠右衛門
山田作兵衛			桑野 歆藏	手嶋儀七
山田誠次郎			長尾四郎右衛門	森甚左衛門
山田誠次郎			日隈 卓藏	藤右衛門

註 長野家文書「農兵方御用留」から作成。

豪農クラスの一族から任命されたものかと考えられる。ところで、制勝組は慶應三年一二月の段階で、総数二八〇〇人弱であり、第五表に示したような編成になつた。前述の制勝組役付き一覧とは、頭取等に若干の相違があるが、史料的制約により明らかにしえない。なお、備えていた兵器には、インヒールト銃一二〇〇挺（豊後国日田・玖珠郡、豊前国下毛郡、筑前怡土郡分が七〇〇挺、天草郡分

第5表 慶應3年12月制勝組の構成

	内 分 け			人 数(人)	備 考
	小 隊	頭 司 护 鬻 兵 小	取 令 伍 導 士 計	19 56 59 19 743 896	1隊約47人 19組
	大 砲	頭 兵 小	取 士 計	10 100 110	1隊11人 10組
豊後国					
日田郡					
玖珠郡					
豊前国					
下毛郡	そ の 他	米 金 薬 ツ ラ 太 小	方 方 パ 鼓 計	12 36 23 71	
			計	1,077	
筑前国					
怡土郡	役 人 見 込 の 者	士		9 83 92	
		計			
天草	役 人 見 込 の 者	士		118 980 1,098	
		計			
惣			計	2,267	

註 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』より作成。

が五〇〇挺)、仏蘭西形ボーダー大砲一二挺(日田・玖珠・下毛郡分が一〇挺、天草郡分が二挺)などがあった。

そして、兵器購入費をはじめとする制勝組の経費は、献金をさせたり、さらに年貢の一部を流用することによって賄つていた。

このように、農兵隊編成といふことで農兵問題に対応した窪田郡代は、兵賦問題に關してはどうのように対応したのであろう

か。
後掲註(1)のように窪田郡代へは、元治元年・慶應元年に兵賦差し出しの申渡があり、その後、慶應二年二月から月割で兵賦金を上納することが幕府から命令された。これに対して、窪田郡代は免除願いを數度上申したが、許可されなかつた。

そのような時期に、第二次長州戦争において戦闘が開始された。窪田郡代は、前述の農兵を率いて小倉へ出陣した。そして、その場において、兵賦金納の免除を願い出たのである。その状況については、慶應三年二月、窪田郡代の高木代官からの問い合わせ(後述)⁽²⁶⁾への返書にくわしくうかがえる。

(老中小笠原長行)

……治部右衛門支配所之儀は、去寅七月中長防御征罰之砌、打手為御指揮小堺岐守殿其外役(27)・小倉表江相詰(28)之節、兵糧御賄御用被仰付御用中、右農兵ニ仕立(29)之者共も多人數召連軍兵役ニ召仕(29)之処、御手當等は不相願ニ付、其砌(27)堺岐守殿江治部右衛門儀直ニ兵賦金納之儀御免相成(29)之様遞而相願(29)之処、金納之儀は格別之訳を以御免被成(29)ニ付、兵賦取立(29)之振合を以土着之農兵取立、向後別而御警衛向一繰嚴重相届キ(29)様被仰渡(29)之……

すなわち、窪田郡代は、第二次長州戦争に際して九州方面の諸藩監軍である老中小笠原長行に、農兵への手当て等は不用とし、代わりに兵賦金納の免除を願い出たのである。そして、長州戦争という状況が有利に作用したのであらう、農兵による警護をしつかりせよ、ということで兵賦金納は免除されたのである。(27)

以上みてきたように、窪田郡代は、農兵問題に対しても制勝組という農兵隊を編成し、兵賦問題に対しては長州戦争への参戦を通して兵賦金納の免除ということで処理したのである。

ところで、窪田郡代が組織した制勝組は、幕末の状況下において、慶応四年一月、解散を余儀なくされた。

正月十七日になりければ、又(29)御郡代様豆田迄御引取、制勝組惣勢へ正金三歩宛御郡代様より被仰付、夫が別れとなり(29)：御郡代様並に御手附御手代皆(29)御陣屋を引払い思(29)いへに落行ければ、制勝組も制勝館を引払い高瀬村へ引籠り(29)：評議有れど此場に及では銘(29)帰村一決致しけるに付、十七日之夜七ツ時同村を引払い帰村いたしけり(29)……

つまり、慶応四年一月、窪田郡代が日田から逃亡してしまったことにより、農兵達はしかたなく各自の村へ帰り、制勝組は解散することとなつたのである。

そして、制勝組が所有していた武器類は、窪田郡代逃亡後に侵入した森藩の軍兵によつて差し押えられた。大砲三門・合葉一石が陣屋と高瀬村庄屋宅で差し押えられた。また、各農兵が持つていた小銃については、同年二月一二日に、次のような申渡が各村の庄屋に下され、処理された。

是迄農兵江御渡有之(29)小銃之儀、一端頭取宅江急速御取集、来ル十六日迄無相違会所江向御差出可被成(29)、御四藩御改を

請、朝廷より御処置之上御渡可申分は追而御渡可申……

この小銃接收の申渡に対し、元農兵達は小銃をほぼ二月中に差し出してしまったようである。⁽³⁰⁾ このようにして武器を接收された時点で、制勝組は完全に消滅したのである。

ところで、制勝組解散後に残された問題として、制勝組の必要経費を立て替えていた日田の豪商達の問題がある。特に多額の経費を立て替えていた掛屋千原幸右衛門は難儀したらしく、慶応四年二月、救済を願い出た。⁽³¹⁾ この救済願いに対し、どのような処置がなされたかは明らかにしえない。

長崎代官の対応

次に、高木代官が、兵賦・農兵問題にどのように対応したのかをみるとしよう。

高木代官は、兵賦問題に関しては、前述のように兵賦を差し出す代わりに金納ということになったので、金納はしなければならないと考えていたようである。慶応二年、前述の兵賦金掛高の調査命令に対し、高木代官は長崎町屋敷高を除いて管轄下村々の掛高を報告した。これに對して幕府から、「町屋敷高免除難相成り問、残高之内取込、一同相納ひ様可取計」と申し渡された。そこで高木代官は、翌年一月、長崎町屋敷高も加えた金納掛高を再度報告した。しかし、金納の申渡では慶応二年二月から上納することになっていたが、高木代官は金納掛高を報告しただけで、金納はまだしていない。

一方、農兵問題に関しては、農兵金納をさせ農兵を取り立てるにになれば、農民の負担があまりにも大きくなりすぎるため、完遂に不安があり、苦慮していた。そのような時、窪田郡代が管轄下の村々で農兵を取り立てたことが伝わったのであろう。高木代官は、慶応二年末から慶応三年にかけて、窪田郡代に兵賦金納と農兵について、次のように問い合わせた。

御料所一統兵賦之内遠國之分金納被仰出ひ處、於其土地農兵取立ひても矢張金納可致哉、又農兵仕立ひ上ハ金納ニ不及ひ哉、日田郡代附支配所村ニ而ハ農兵仕立有之ひ趣ニ付問合……

窪田郡代管轄下の村々では前述のように農兵隊を編成し、長州戦争への参戦を通して兵賦金納を免除されていた。慶応三年二月、そのことを記した返書をうけた高木代官は、農兵を取り立てれば兵賦金納は免除されるのではないかと考えたようである。そして、同年三月に、農兵取立仕法見込案を作成した。⁽³⁴⁾

この農兵取立仕法見込案には、①農兵は、五人組毎に一人ずつ取り立て、年間二五日ずつ乃武館へ詰め、大砲の取り扱いや小銃の打ち方等を練習することとする、②浦見番や村役人達は特に練習し、いはずれは村々での練習の指揮をすることとする、③非番の者は各自の村で油断せず非常の節に備え、非常の節は隣村、隣郷と協力することとする、④農兵にかかる費用は、とりあえず村毎にまかなうこととする、⑤農兵には多額の費用がかかるので、兵賦金納は免除していただきたい、という内容が記されていた。しかし、高木代官管轄下の村々で、この農兵取立仕法見込案に沿って農兵が取り立てられたかどうかは、史料的制約のため明らかにしえない。

ところで、農兵取立仕法見込案を作成したことにより、兵賦金納が免除されることを期待していたであろう高木代官に、慶應三年四月、次のような申渡が下された。⁽³⁵⁾

御料所兵賦之儀閥内閥外共為差出兵隊御取立相成ひ処、中ニは正人差出方難渋申立ひ村方も有之、御料所東西之民情区ニニ而彼是不都合不少ひニ付、以来兵卒は御抱入相成ひ間、自今以後正人差出ニ不及ひ、右ニ付高百石ニ付金三両宛之割合を以御料所一般ニ兵卒代り金納被仰付、兵卒給分其他陸軍御用途之内江御差向、大坂御城御備兵をも右を以御取立相成ひ間、其段村方江申渡、無地高亡所引高之分街道筋宿馬助郷高等之歩合免除之分は相除掛高早々取調、當卯年々取立上納可被致ひ、右上納金は自余之高掛り物と訳違、正人代り之儀ニ付、田高五分以上損毛免除之儀は難相成ひ間、其旨も可被心得ひ、且又方今米穀は勿論四木三草を始都而土地出産之諸物も作徳利潤不少折柄ニ付、御趣意厚行届上納いたしゆ様可被申渡ひ：すなわち、①幕領村々から兵賦を取り立てることは、各村にそれぞれ事情があり、全体として一律に実施することにはかなり無理がある、②そこで、兵は直接徵用することにする、③幕領村々には、兵賦の代りに村高百石につき金三両を事情の如何

第6表 慶応三年九月、高木代官管轄下村々の兵賦金納状況

郡名	村名	村高	引高	引高理由	兵賦金掛高	兵賦金
		(石)	(石)		(石)	(両・分) (文・分)
代 彼 杵 官	長崎村 〔村方 〔市中	2205.6556	95.08349	前々御葉園地長崎 奉行支配役屋敷同 道敷養生所庄屋敷 使役高山留畠使給 高井古来より之無 地引	2110.57211 1276.20611 834.366	金 63 1 永 67 2 38 1 36 2 25 31
支 郡	浦上村	952.15873	21.47354	前々堤溝成御船小 屋敷使役高御仕 置場穢多屋敷并古 来より無地高引	930.68519	27 3 170 6
配 高 地 木 郡	高浜村 野母村 戸町村 古賀村 日見村 茂木村 川原村 桜嶋村 山口村	565.4872 238.0533 600.95373 374.39201 270.248 682.9677 391.223 63.037 266.084	0.9455 1.9848 12.6837 2.2044 18.4768 2.639 6.047 36.628	前々寺屋敷引 前々無地高横目屋 敷并石入引 前々他床堤敷郷藏 敷寺屋敷無地高引 前々郷藏敷浦見番 屋敷寺屋敷無地高 引 前々郷藏敷浦見番 屋敷寺屋敷無地高 引 前々新溜下半高引 前々新溜下半高并 前々川成砂押水洗 山崩現欠河原成石 川原成石砂入作土 流失引 前々川成引	565.4872 237.1078 598.96893 361.70831 268.0436 664.4909 391.223 63.037 263.445 213.957 198.93 57.077 322.849	16 3 214 6 7 113 2 17 3 219 1 10 3 101 2 8 41 3 19 3 184 7 11 2 236 7 1 3 141 1 7 3 153 4 6 1 168 7 5 3 217 9 1 2 212 3 9 2 185 5
御 松 預 浦 所 郡	田代村 川原村 古川村 笠椎村	220.004	6.047	前々新溜下半高并 前々川成砂押水洗 山崩現欠河原成石 川原成石砂入作土 流失引 前々川成引	7247.58204	217 1 177 5
	計	7445.74827	198.16623			

に閑わらず今年から上納させる、④この金納は他の高掛物と違ひ、「田高五分以上損毛免除」は実施しない、⑤最近は作物が豊作なので必ず上納せよ、というものである。兵賦金上納に関するて、以前に慶応二年一月から上納せよと命じた幕府ではあるが、兵賦金が上納されないので、慶応三年から必ず上納せよという厳しい金納命令である。

このような申渡を受けた高木代官は、この申渡には兵賦金納と農兵との関わりについて記されていなかつたので、同年六月に、前述の窪田郡代からの返書も添えて、次のように長崎奉行の能瀬大隅守頼之に兵賦金納免除に関する勘定所への上申を願い出た。⁽³⁶⁾

……兵賦金上納之儀は、正兵御取立相成ゆ上は難差出は勿論ニ付、農兵取立方伺中之趣を以、勘定所江可申置……
しかし、この免除願いも却下され、高木代官はやむを得ず、同年九月、第六表のような金額を江戸金蔵へ上納する手続きをとつた。⁽³⁷⁾

こうして高木代官は、農兵取立仕法見込案を作成し、兵賦金も上納するということで、兵賦・農兵問題に対応したのである。しかし、慶応四年一月、長崎奉行が長崎を退去したことによつて、高木代官の幕領支配も幕を閉じることになった。

むすびにかえて

以上、幕末に発生した兵賦・農兵問題について、九州幕領の状況を、窪田郡代と高木代官の対応を中心に考察してきた。しかし、本稿において述べたことはあくまで兵賦・農兵問題を今後検討する上で基礎作業的なものであり、今後の課題として多くの問題点が残されている。

ここで、今後の課題として特に大きな問題を二・三掲げて、むすびにかえることにする。

〔窪田郡代は農兵隊組織・兵賦金納免除という対応をし、高木代官は農兵取立仕法見込案作成・兵賦金上納という対応をしている。このような郡代・代官の対応の差異には、各管轄下村々の農民等の動向が大きな要素として考えられるのではないだ

ろうか。

〔一〕窪田郡代と高木代官の動向で共通していることとして、幕府の命令を即実施しようとしているは実施しようとしてできなかつたよう見受けられる点がある。このような郡代や代官の動向は、どのような理由に起因するのであるうか。

〔二〕また、このような郡代や代官の動向は、幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化を意味しているといえるのであるうか。なお、今後これらの問題の解明に向けて、まず幕領農民が兵賦・農兵問題をどのように受けとめ、行動したかについて考察していきたいと考えている。

註 (1) 日田郡大山村矢幡健氏所蔵文書(以下矢幡家文書と略)「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」

(2) 県立長崎図書館所蔵文書「文久三年御用留」(以下、特記しない限り同館所蔵文書とす)

(3)~(4) 「元治元年御用留」

(5) 「慶応元年御用留」

(6) 「慶応三年御用留」

(7) 窪田郡代の下での兵賦金納問題の発生について、矢幡家文書「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」には、次のように記されている。

御領所兵賦差出之義(元治元年)去々子年中被仰渡(慶応元年)去丑年猶又御沙汰之次第も有之、関東ニおてハ兵賦速ニ差出シ、夫外々も追々御遣方有之、高千石ニ付毫人宛之割合を以強壯之者(慶応二年)當寅二月迄差出方被仰付、正兵差出シ儀之處、當御支配所之儀は格別遠路ニ付正兵差出方難儀ニも有之シハ、追而御沙汰有之シハ先金納之積、尤寅二月六月割上納之積……

(8) 「慶応三年御用留」

(9) 「文久三年御用留」

(10)~(11) 「元治元年御用留」

(12) 帆足達雄「維新前後に於ける天領日田の波瀾」(『日田御役所から日田県へ』一九六九年)

(13) 日田市吹上町長野秀敏氏所藏文書（以下、長野家文書と略）「農兵方御用留」

(14) この鉄砲組については、拙稿「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」（『大分県地方史』一一一號）参照。

(15) 井上義巳「咸宜園をめぐる政治情勢」（『九州天領の研究』吉川弘文館・一九七六年）

(16) 永山神主家文書「慶応三年日記録」

(17) 「林外日記」慶応三年四月一日の条に、「夜草制勝館規則」とある。（前掲井上氏論文）

(18) 長野家文書「農兵方御用留」

(19) 長野家文書「農兵方御用留」にみられる規則書は、次のとくである。

規則書

一、詰方之内芸術出来ひもの見立、詰方中組頭役申付、詰合之もの上席ニ申付ひ事

但、頭取役人・平士之無差別、芸術宜敷もの江組頭役ニ申付ひ間、名前其時ニ可申立事

一、朝六ッ時より五ッ半時迄、剣術稽古可致事

但、病氣等ニ而闕席いたしむものは、組頭役より掛迄相届可申事

一、朝五ッ半時より四ッ時迄、朝飯可致事

一、四ッ時より九ッ時迄、炮術運動稽古可致事

一、九ッ時より八ッ時迄、休息之事

一、八ッ時より七ッ半時迄、炮術運動稽古可致事

半日
一、朝六ッ時より五ッ半時迄、剣術稽古可致事

但、右同断

一、朝五ッ半時より四ッ時迄、朝飯可致事

一、四ッ時より九ッ時迄、炮術運動稽古可致事

一、九ツ時六八ツ時迄、休息之事
一、八ツ時六七ツ時迄、筒打稽古可致事

但、壱人ニ付六発打方可致、尤未熟之ものも相交リ稽古いたしゆ儀ニ付、過ち等之儀無之様万事心付、熟練之もの必壱人宛差添稽古可致事

一、詰合中ハ猥ニ門外不相成、無撓要用有之レ節ハ、組頭江申立、組頭ル懸り江申立、御門札相願、詰所江帰りル節は、其段組頭ル相届、御門札返却可致事

一、夜は五ツ時限寐可申、無益之雜談ニ夜を更しゆ而是、翌朝之稽古ニ差支レ、併文学之志有之讀書等いたしゆものハ志次第勉強可致事
一、着到之日、出達之日、兩日之外廿日詰方可致事

(札ケ下) 詰方之儀、呼出ル日限致延引ルもの、たとへハ一日延日ニレハ、二日、或五日延日は十日と、怠りル日限一倍之詰方手入用を以可致事

一、詰方中酒宴堅く無用之事

一、日ミ入用之儀、毎月晦日、入用之書付帳面江記し、差出改を受可申事

但、右入用諸品突合書付相添差出ル事

一、詰方廿日之内十日目〔一月休日カ〕之事

一、詰方中、親兄弟病氣等申来ル節は、組頭江申立、組頭ル取締江申達、取締ル其次第取調之上、掛り江一応申立書付御役所江差出可申事

一、詰方交代之節は、取締江相届、取締并当番頭取ル書付差出詰方之もの一同懸リ江申出席書差出可申事
右之條ニ暨相守、若相背ルもの有之ルハ、嚴重ニ取計可申、其時宜ニ寄、制勝組相省ル間、心得違無之様急度相慎、諸芸稽古出精可致もの也

- (20) 『安心院嘉六手記・維新前後に於ける西睡の騒擾』(日田市教育委員会・一九六一年)
- (21) (22) 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』(一九八〇年)
- (23) 長野家文書「農兵方御用留」
- (24) 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』
- (25) 献金については、「下毛郡耶馬渓町矢野文書」(『耶馬渓町史』)、首藤助四郎「制勝組・農兵に関する史料(その一)」(『日田文化』二六号)、拙稿「長州戦争期における農民負担の一史料」(『大分県地方史』一一三号)等に、具体的な事例をみることができる。
- (26) 「慶応三年御用留」
- (27) 兵賦金免除について、窪田郡代は管轄下村々に次のように伝達している。
御料所村と兵賦之儀、元治元年去^レ子年中高千石ニ付壱人ツ、差出^ム様御達有^ス之、其節村と難波之次第被仰立^ス差出方御免相願、慶応一年去^レ寅年於小倉表猶被仰立^ス處、願之通兵賦差出ニ不及^シ間、土着之農兵取立、御取締向一繰嚴重相立^ス様可致旨被仰渡^ス…。(九重町上旦麻生鍊太郎氏所蔵文書)
- (28) 『安心院嘉六手記・維新前後に於ける西睡の騒擾』
- (29) (30) 長野家文書「農兵方御用留」
- (31) 首藤助四郎「制勝組・農兵に関する史料(その一)」(『日田文化』二六号)
- (32) (37) 「慶応三年御用留」
- 〔付記〕** 小稿をなすにあたって御指導いただいた恩師豊田寛三先生に感謝申しあげるとともに、史料閲覧に際して多大の御配慮をいただいた大分県史編纂班ならびに文書所蔵者の方々にお礼を申しあげたい。
- なお、本稿は昭和五八年度文部省科学研究費補助金(奨励研究B)による「長州戦争時における幕領・諸藩領農民の負担について——九州の幕領・諸藩領の場合——」の成果の一をなすものである。
- (大分市大石町二一一一三)